

ダイトグループ 腐敗（贈収賄）防止ガイドライン

ダイトグループは、全役職員が腐敗（贈収賄^{※1}）に一切関与しないという方針を示すため、腐敗（贈収賄）防止指針を定めています。

本ガイドラインは、ダイトグループが贈収賄防止を徹底するために、お取引先様へご理解いただきたい事項をまとめたものです。お取引先様におかれましては、本ガイドラインをご確認いただき、弊社グループの贈収賄防止活動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※1 贈収賄とは、公務員等または民間企業に対し、不正な機会や利益の獲得を目的として、金銭その他の有形・無形の利益について、申し入れ・約束・提供をする行為、またはこれらについて要求・收受する行為をさします。

1. 贈収賄行為の禁止のお願い

【贈収賄の禁止】

- お取引先様におかれましては、国内外において、直接的かまたは間接的かを問わず、ファシリテーションペイメント^{※2}を含む一切の贈収賄行為を行わないようお願いいたします。また、贈収賄防止に関する各国法令を遵守いただきますようお願いいたします。

※2 ファシリテーションペイメントとは、提供を受ける業務やサービスの迅速化、または業務やサービスの提供を受けるにあたり必要となる事務手続きの負担軽減を目的として、小額の金銭を提供する行為をさします。

2. 贈収賄防止に向けた取組みへのご協力のお願い

【贈収賄リスクの調査】

- ダイトグループは、弊社製品の販売先からの要請がある場合等において、お取引先様との適切な取引関係の確認を目的として、贈収賄リスクの調査を行わせていただく場合がございます。

【会計記録の管理】

- お取引先様におかれましては、ダイトグループと関連するお取引については、その内容・支払い/受取り金額等の会計記録を適切に作成し、保管いただきますようお願いいたします。

【教育・研修】

- お取引先様におかれましては、お取引先様の役職員に対する贈収賄防止に関する教育や研修を実施いただきますようお願いいたします。

3. 有事対応へのご協力のお願い

【有事対応】

- お取引先様におかれましては、贈収賄に関する不正行為やその疑いがある行為を把握した場合には、ダイトグループまでご報告いただきますようお願いいたします。
- 贈収賄に関する不正行為やその疑いがある行為が、ダイトグループとお取引先様とのお取引に係るものである場合には、ダイトグループが行う調査にご協力いただきますようお願いいたします。

制定：2023年7月14日

ダイト株式会社
代表取締役社長 大津賀 保信